

公益通報制度のご案内

～安心して働ける職場づくりのために～

R8.4.1

公益通報とは

業務の中で、法令違反や不正行為、利用者の権利を侵害する行為などを見つけた場合に、

職員が通報・相談できる制度です。

通報した職員は「公益通報者保護法」により守られます。

通報の対象となる行為

- 利用者への虐待や不適切な対応
- 介護報酬の不正請求・虚偽報告
- 安全・衛生管理の重大な違反
- 個人情報やプライバシーの侵害
- その他、法令や施設方針に反する行為

通報・相談窓口

内部通報窓口：

施設長 中里 祐一

生活相談員 星 靖太

外部通報窓口

相馬労働基準監督署

0244-36-4175

福島県警察(外部通報受付)

024-522-2151

※匿名でも相談できます。内容は秘密として扱われます。

通報者の保護

- 通報を理由に解雇・減給・不利益な取扱いは禁止されています。
- 通報内容・個人情報は厳重に管理します。

一人ひとりの声が届く職場を守ります

不正や不安を感じたら、ためらわずに相談してください。

みんなで「安心・安全な介護の職場」をつくりましょう。